

ぴったりサービスで オンライン申請ができます

●問い合わせ先 企画課 デジタル化推進班 ☎096-248-1197 マイナポータル 市ホームページ



国が運営するオンラインサービス『マイナポータル』の『ぴったりサービス』を活用した電子申請の受け付けを開始しています。

ぴったりサービスでは、窓口で提出する必要のあった申請や届け出をスマートフォンやパソコンなどから、インターネットを利用して“いつでも”“どこでも”行なうことができます。

ぴったりサービスとは

国が運営するオンラインで電子申請ができるサービスです。

オンライン申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ・マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンやパソコン、タブレット
- ・パソコン、タブレットの場合、ICカードリーダー(マイナンバーカード対応のもの)

ぴったりサービスが利用できる手続き一覧

詳しい手続き方法については、各事務手続きの担当窓口にご確認ください。

手続き名など	事務手続きの担当窓口	手続き名など	事務手続きの担当窓口
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	子育て支援課 096-248-1162	要介護・要支援認定の申請	高齢者支援課 096-248-1102
児童手当等の額の改定の請求及び届出		要介護・要支援更新認定の申請	
児童手当等の氏名変更/住所変更等の届出		要介護・要支援状態区分変更認定の申請	
児童手当等の受給事由消滅の届出		居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
未支払の児童手当等の請求		介護保険負担割合証の再交付申請	
児童手当等に係る寄付の申出		被保険者証の再交付申請	
児童手当に係る寄付変更等の申出		高額介護(予防)サービス費の支給申請	
児童手当等の受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出		介護保険負担限度額認定申請	
児童手当等の受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出		居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
児童手当等の現況届		居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
保育施設等の支給認定の申請		住所移転後の要介護・要支援認定申請	
保育施設等の利用申込		罹災証明書の発行申請	安全安心課※ 096-248-1555
児童扶養手当の現況届の事前送信		名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求	市選挙管理委員会事務局 096-248-1112
妊娠の届出		健康づくり推進課 096-248-1173	

※4月1日から、交通防災課の名称が“安全安心課”に変わります

申請済みの人へ

マイナンバーカードの受け取りはお済みですか

●問い合わせ先 市民課 ☎096(248)1113

マイナンバーカードを申請してから1カ月半〜2カ月程度で受け取りができます。交付準備ができた人には交付通知書を送付していますのでご確認ください。

- ▼受取窓口 市民課のみ
- ▼受付時間 平日
午前8時30分〜午後4時30分
- ▼持ってくるもの
 - ①交付通知書兼照会書
 - ②通知カードまたは個人番号通知書
 - ③本人確認書類

A 顔写真付き身分証	B その他身分証
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード	健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証(割印などされているもの)、子ども医療費受給者証

※住民基本台帳カードをお持ちの人は必ず持参ください

▼カード受取時の注意点

- ①交付通知書を事前に送付します。書類が足りずに受け取りできない場合がございますので必ず内容を確認してください。また、窓口が混雑しますので、時間に余裕をもって来庁してください。
 - ②長期で入院中の人や寝たきりなどやむを得ない理由で直接窓口に来ることが困難な人は代理人の受け取りも可能です。必要な書類がありますので、市民課まで事前にお尋ねください。
- ※仕事や学校などの理由は対象となりません

マイナンバーカードの申請・受取休日窓口を開設します

日曜開庁に併せてマイナンバーカード専用の休日窓口を開設します。マイナンバーカードの申請・受け取りができますので電話で予約してください。※窓口の混雑を防ぐため必ず事前の予約が必要です。予約なしでの手続きはできません。なお、予約が上限に達したときは、受け付けを終了します

マイナンバーカード休日窓口開設日(令和5年)

4月	9、23日
5月	14、28日
6月	11、25日

受付時間は午前9時〜午後0時30分まで
※臨時窓口を開設する場合は、ホームページなどでお知らせします

マイナンバーカード 手続き停止日について

●問い合わせ先 市民課 ☎096(248)1113



全国的なシステムメンテナンス作業実施に伴い、市役所窓口でもマイナンバーカードの手続きが制限されます。あらかじめご了承ください。

できる手続き	できない手続き	停止日
・カードの申請	<ul style="list-style-type: none"> ・カードの交付 ・カード券面記載変更(転入などに伴う住所や氏名の変更) ・暗証番号の再設定、ロック解除 ・電子証明書の更新、新規発行 ・カード有効期間変更 ・カード特例期間延長 ・カード一時停止解除 	5月1日(月)、2日(火)

※マイナンバーカードをお持ちの人で停止日に住所変更や氏の変更などをする場合は、後日来庁し、カードの券面記載変更の手続きが必要になります

日曜開庁窓口 開設日変更のお知らせ

毎週実施していた日曜開庁業務を令和5年7月から第2・第4日曜日に変更します。

6月まで	7月から
毎週日曜日	第2・第4日曜日

- ▼開庁窓口 市民課・税務課
- ▼受付時間 午前9時〜午後1時
- ▼取扱業務 各種証明書の交付、印鑑登録、市税の納付、納税相談など

証明書のコンビニ交付サービスもご利用ください

年々始およびメンテナンス時を除く、毎日午前6時30分〜午後11時まで、マルチコピー機が設置されている、コンビニエンスストアなどで住民票の写しや印鑑証明書、所得証明書などが取得できます。